

令和7年度第1回熊取町人権擁護審議会

日時：令和7年7月28日（月）

午前10時00分～

場所：熊取町役場北館

3階大会議室

次 第

1. 開会

2. 議 題

案件1. 「人権に関する意識調査」について

案件2. その他

人権擁護審議会委員名簿

令和7年6月23日現在

区分	役職名	氏名	摘要
第1号委員 町議会議員	熊取町議会代表	江川 慶子	議会代表
第2号委員 学識経験者	熊取町自治会連合会会長	小西 楠一	自治会団体 代表
	熊取町社会福祉協議会会長	坂上 欽也	福祉問題 有識者
	熊取町民生委員児童委員 協議会会長	明松 博美	福祉問題 有識者
	熊取町身体障害者福祉会会長	古田 幸和	障がい者問題 有識者
	泉佐野地区 熊取町保護司会 保護司	重光 信子	福祉問題 有識者
	熊取町小・中学校PTA連絡 協議会会長	城 翔太	教育有識者
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	梅田 康雄	青少年問題 有識者
	熊取町人権教育研究協議会会 長	藤原 辰弥	人権教育 有識者
	岸和田人権擁護委員協議会 熊取町地区委員会会長	大野 廣介	人権問題 有識者
	熊取町人権協会会長	勘六野 朗	人権問題 有識者
大阪体育大学 社会貢献センター教授	辰巳 佳寿恵	福祉問題 有識者	
第3号委員 行政機関の職 員	熊取町副町長	南 和仁	町行政代表
	熊取町教育長	吉田 茂昭	町教育委員会 代表

計

14

R7熊人第000417号
令和7年7月2日

熊取町人権擁護審議会
会長 勘六野 朗 様

熊取町長 藤原 敏司



「令和7年度人権問題に関する住民意識調査」に関する事項について（諮問）

標記の件につきましては、人権擁護条例第6条において「町は、（中略）必要に応じ、意識調査を行うものとする。」としています。また、人権擁護審議会規則第2条において「審議会は、町長の諮問に応じ、条例第6条に規定する意識調査、その他人権擁護に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。」としています。

今般、「人権擁護条例」に基づき、住民一人ひとりの参加による差別のない明るく住み良いまちの実現にむけた施策の推進に際し、より効果的に進めるべく住民の方々の人権に関する意識の状況等を把握する必要があると考え「人権問題に関する住民意識調査」を実施いたします。この「人権問題に関する住民意識調査を実施するにあたり、人権擁護審議会から意見を賜りたく、人権擁護審議会規則（平成8年規則第1号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。

記

1. 資料

- ・「人権に関する意識調査」…別紙のとおり

以上

人権に関する意識調査

令和 7(2025)年 月
熊 取 町

皆さまには日頃から町政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この調査は、熊取町が人権に関する啓発を推進する上での基礎資料として活用するため、皆さまに、人権に関する考えをお聞きするものです。

無記名で回答いただき、誰がどのように回答したか分からないように統計的に処理しますので、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることは一切ありません。

また、回答は、上記の目的以外に使用することはありません。

お答えいただく方によっては、心情を害する質問があるかもしれませんが、上記の目的のため必要なものとして作成していますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

【回答方法】

回答方法は、①調査票に記入いただき郵送いただく方法と、②インターネットによる回答のどちらかをお選びいただけます。

①郵送で回答いただく場合

調査票（この冊子）にボールペンまたは鉛筆で直接記入して、同封の返信用封筒（切手不要）に封入のうえ、●●月●●日までにポストに投函してください。封筒にお名前を書きいただく必要はありません。

回答は、あてはまるものの番号にハッキリと○を書いてください。（一部数字をご記入いただくか所があります。）

②インターネットで回答いただく場合

こちらの QR コードをスマートフォンで読み込み、●●月●●日までに回答してください。

QR
コード

【回答にあたってのお願い】

あて名のご本人が回答してください。ご本人での回答が困難な方は、ご家族や介助の方などのご協力によりご回答いただいても構いません。

【この調査に関するご質問】

熊取町役場 総務部 人権・女性活躍推進課 までお願いします。

住所 〒590-0495 熊取町野田一丁目1番1号

電話 (072) 452-1004 (直通) FAX (072) 452-7103

最初に、いろいろな人権問題の意識や考え方についてお聞きします。

問1 あなたは、次の人権問題を知っていますか。

(それぞれについて、知っている・知らないのどちらかに○)

		1 知 つ て い る	2 知 ら な い
1	男女の人権問題 (例) 役割分担意識、就労での不当な扱い、DV (配偶者やパートナー間における暴力)	1	2
2	子どもの人権問題 (例) いじめ、虐待、体罰、児童ポルノ	1	2
3	高齢者の人権問題 (例) 介護放棄、虐待、悪質商法・特殊詐欺の被害	1	2
4	障がい者の人権問題 (例) 店舗でのサービス拒否、就労での不当な扱い、虐待	1	2
5	部落差別 (同和問題) (※) (例) 身元調査、結婚や交際における周囲の反対	1	2
6	外国人の人権問題 (例) 入居拒否、就労での不当な取扱い、ヘイトスピーチ (特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動) (※)	1	2
7	感染症 (HIV 陽性者、ハンセン病患者等) 及びその家族の人権問題 (例) 日常生活での不当な扱い、宿泊拒否	1	2
8	犯罪被害者やその家族の人権問題 (例) 無責任なうわさや誹謗中傷、プライバシーの侵害	1	2
9	インターネットにおける人権侵害 (例) 誹謗中傷、差別を助長する有害情報	1	2
10	北朝鮮による拉致問題 (例) 拉致被害	1	2
11	性的マイノリティ (※) の人権問題 (例) 同性パートナーとの入居拒否、本人が望んでいないのに、自らの性的指向や性自認を他者に広められる (アウトティング)	1	2
12	災害時の人権 (例) デマ・情報不足による人権侵害	1	2
13	人身取引 (例) 性的サービスや労働の強要	1	2
14	平和と人権 (例) 戦争における人権侵害	1	2
15	ホームレスの人権問題 (例) 嫌がらせ、暴力	1	2
16	アイヌの人々の人権問題 (例) 就職差別、結婚差別	1	2
17	刑を終えて出所した人々やその家族の人権問題 (例) 就職差別、住居確保の困難	1	2
18	ハラスメント (例) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント	1	2

問2 あなたが、人権上の深刻な問題と考えるものは、1～18のうちのどれですか。
特に問題だと思ふものの番号を3つ選んで記入してください。(該当するものが無い場合は、3つより少なく回答していただいても構いません。)

--	--	--

語句説明

(※)「部落差別（同和問題）」

部落差別（同和問題）は、過去の歴史的経過で形成された身分差別問題で、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今もなお日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題である。

なお、この調査の中で「同和地区」という用語を使う場合、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（平成14(2002)年3月失効）によって指定されていた対象地域を示しています。

(※)「ヘイトスピーチ」

一般に憎悪^{そうお}に基づく差別的な言動のことを言いますが、この調査では、特定の人種や民族であることを理由として、日本社会から追い出そうとしたり、人格をおとしめたり、危害を加えようとするなどの不当な差別的言動として用いています。

(※)「性的マイノリティ」

性的マイノリティは、LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング）などの性的少数者を表す言葉です。恋愛や性愛の対象が同性の人や、出生時に判定された性と自認する性が異なる人、性のあり方を決めない・決めたくない人などの総称として用いています。

問3 あなたは、次のような行為について、人権上問題があると思いますか。
 (それぞれについて、いずれか1つに○)

	1 問題があると思う	2 どちらかと言えば 問題があると思う	3 どちらかと言えば 問題はないと思う	4 問題はないと思う	5 わからない
(1) 職場で顔を合わせるたびに「まだ結婚しないのか」と言う	1	2	3	4	5
(2) 中学生の携帯電話やスマートフォンの使用を親の判断で制限する	1	2	3	4	5
(3) 家族が不在の際、介護が必要な高齢者を家から出られなくする	1	2	3	4	5
(4) 結婚する際、興信所や探偵業者などを使って相手の出自を調べる	1	2	3	4	5
(5) 同じマンションに住む外国人とは生活文化が異なるので、付き合わないようにする	1	2	3	4	5
(6) 感染症患者（HIV 陽性者、ハンセン病患者等）とは一緒に食事や交流をしない	1	2	3	4	5
(7) 痴漢の被害者に「あなたにも問題があったのではないか」と言う	1	2	3	4	5
(8) 職場で性的マイノリティであることを公表している人と席が隣になることを嫌がる	1	2	3	4	5
(9) 人前で部下を長時間にわたり大声で叱る	1	2	3	4	5
(10) Twitter や Facebook など、インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む	1	2	3	4	5
(11) 街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」と言う	1	2	3	4	5
(12) 災害時に支援が必要な人のリストを作成するため、自治会の役員が住民に緊急時連絡先や疾病、障がいの有無などを尋ねる	1	2	3	4	5
(13) ニートや引きこもりの人に「怠けていないで働きなさい」と言う	1	2	3	4	5
(14) 恋人や配偶者・パートナーの携帯電話やスマートフォンの通信履歴を見る	1	2	3	4	5

問6 あなたが、結婚相手など、パートナーを決めるとしたら、その人について重視することはどんなことだと思いますか。（○はいくつでも）

1	人柄や性格	11	本籍・出生地
2	趣味や価値観	12	国籍、民族
3	仕事に対する理解と協力	13	相手やその家族が障がい者かどうか
4	家事や育児に対する理解と協力	14	相手やその家族の宗教
5	経済力	15	ひとり親家庭かどうか
6	学歴	16	同和地区の出身であると言われていないかどうか
7	職業	17	その他
8	家族構成		()
9	家柄		
10	離婚歴		

人権をめぐる法律や条例の施行、及びこれらに関する人権問題についてお聞きします。

問7 あなたは現在、障がいのある人に関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 あると思う	2 どちらかと言えば あると思う	3 どちらかと言えば ないと思う	4 ないと思う	5 わからない
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい配慮が足りないこと	1	2	3	4	5
(2) 仕事に就く機会が少なく、また、障がいのある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと	1	2	3	4	5
(3) 障がいのない子どもたちと一緒に学ぶ環境整備など、学校の受け入れ体制が十分でないこと	1	2	3	4	5
(4) 障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であること	1	2	3	4	5
(5) 病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けたりすること	1	2	3	4	5
(6) 音声案内や字幕など、情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りないこと	1	2	3	4	5
(7) 障がいがあることを理由とした宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること	1	2	3	4	5
(8) 障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと	1	2	3	4	5
(9) スポーツ活動や文化活動への参加に対する配慮がなされていないこと	1	2	3	4	5

問8 あなたは現在、日本に居住している外国人に関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 あると思う	2 どちらかといえば あると思う	3 どちらかといえば ないと思う	4 ないと思う	5 わからない
(1) 就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	1	2	3	4	5
(2) 賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	1	2	3	4	5
(3) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	1	2	3	4	5
(4) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	1	2	3	4	5
(5) 子どもに対して、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいこと	1	2	3	4	5
(6) 文化や生活習慣の違いを理由とする嫌がらせを受けること	1	2	3	4	5
(7) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	1	2	3	4	5
(8) 特定の人種や民族の人々を ^{はいせき} 排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること	1	2	3	4	5

問9 あなたは現在、部落差別（同和問題）に関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 あると思う	2 どちらかといえば あると思う	3 どちらかといえば ないと思う	4 ないと思う	5 わからない
(1) 就職の時や職場で不利な扱いを受けること	1	2	3	4	5
(2) 地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けること	1	2	3	4	5
(3) 身元調査をされること	1	2	3	4	5
(4) 行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせること	1	2	3	4	5
(5) インターネット上に誹謗中傷 ^{ひぼう} 等が掲載されること	1	2	3	4	5
(6) インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	1	2	3	4	5
(7) 同和問題を口実とする企業や官公庁等に対する不当な要求（えせ同和行為）が行われること	1	2	3	4	5

問10 あなたは現在、性的マイノリティに関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 あると思う	2 どちらかと言えば あると思う	3 どちらかと言えば ないと思う	4 ないと思う	5 わからない
(1) 性的マイノリティへの理解や認識が不足していること	1	2	3	4	5
(2) 学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	1	2	3	4	5
(3) 就職の時や職場で不利な扱いを受けること	1	2	3	4	5
(4) 性的マイノリティに対する相談や支援体制が十分でないこと	1	2	3	4	5
(5) 賃貸住宅などへの入居を拒否されること	1	2	3	4	5
(6) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	1	2	3	4	5
(7) 本人が望んでいないのに、自らの性的指向や性自認を他者に広められること（アウトティング）	1	2	3	4	5
(8) パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	1	2	3	4	5
(9) じろじろ見られたり、避けられたりすること	1	2	3	4	5

問 11 あなたは、次の法律や条例について知っていますか。

	1 内容を 知っている	2 知っている ことは	3 知らない
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	1	2	3
(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)	1	2	3
(3) 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	1	2	3
(4) 人権擁護条例 (熊取町)	1	2	3
(5) 子どもの権利に関する条例 (熊取町)	1	2	3
(6) 手話言語条例 (熊取町)	1	2	3
(7) 男女共同参画推進条例 (熊取町)	1	2	3
(8) 熊取町犯罪被害者等支援条例 (熊取町)	1	2	3

【法律について】

〔障害者差別解消法〕

障がいをも理由とする差別の解消の推進をめざし、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を築いていくことが求められています。

〔ヘイトスピーチ解消法〕

本邦外の出身者であることを理由として排除することを煽動する不当な差別的言動の解消をめざし、平成 28 年 6 月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築いていくことが求められています。

〔部落差別解消推進法〕

部落差別のない社会の実現をめざし、平成 28 年 12 月に「部落差別解消推進法」が施行されました。部落差別の解消に関する施策は、その必要性について国民一人一人の理解を深めながら、行われなければなりません。また、教育や啓発など、具体的な施策の実施にあたっては、地域社会の実情を踏まえるとともに、新たな差別を生むことがないように留意することが求められています。

【熊取町の条例について】

〔人権擁護条例〕

あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住み良いまちの実現をめざし、平成7年6月に施行されました。

人権擁護に関する町や町民の責務、啓発活動の充実や推進体制などについて定めています。

〔子どもの権利に関する条例〕

「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人ひとりの権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長することができるまちの実現を決意し、令和4年4月に施行されました。

大切な子どもの4つの権利や、町民をはじめとする様々な立場の方の役割と町の責務などについて定めています。

〔手話言語条例〕

手話が言語であるとの認識に基づき、町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、誰もが心豊かに安心して暮らせるぬくもりのある熊取町を目指して、平成29年1月に施行されました。

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、町の責務や町民及び事業者の役割や、施策の基本方針について策定することなどを定めています。

〔男女共同参画推進条例〕

町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指して取り組むことを決意し、平成25年4月に施行されました。

男女が個人として尊厳を重んじられることなどの基本理念を表し、町、町民、事業者及び教育関係者の責務、性別による人権侵害の禁止と、推進計画の策定などについて定めています。

〔熊取町犯罪被害者等支援条例〕

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、令和5年10月に施行されました。

犯罪被害者等の支援に関する基本理念や、町、町民、事業者の責務、相談体制や見舞金の支給などについて定めています。

近年、インターネットは手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、SNSの普及などさらに身近になりつつありますが、インターネットを悪用した人権侵害が大きな社会問題となっています。ここでは、こうしたインターネットにおける人権侵害の問題について、お聞きします。

問12 あなたは現在、インターネットに関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 あると思う	2 どちらかと言えば あると思う	3 どちらかと言えば ないと思う	4 ないと思う	5 わからない
(1) 他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること	1	2	3	4	5
(2) フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること	1	2	3	4	5
(3) SNS（LINEやTwitterなど）による交流が犯罪を誘発する場となっていること	1	2	3	4	5
(4) 書き込んだ人を特定するための手続きに時間を要すること	1	2	3	4	5
(5) インターネットが悪質商法の取引の場となっていること	1	2	3	4	5
(6) 子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること	1	2	3	4	5
(7) 差別を助長するような情報が掲載されること	1	2	3	4	5
(8) わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること	1	2	3	4	5
(9) 捜査対象となっている未成年者の名前・顔写真が掲載されること	1	2	3	4	5
(10) 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること	1	2	3	4	5

次に、人権や差別に関する考え方についてお聞きします。

問 13 人権や差別をめぐっていろいろな考え方がありますが、あなたの考えに最も近いのはどれですか。
(それぞれについて、いずれか1つに○)

	1 そう思う	2 どちらかと言えば	3 どちらかと言え ば	4 そう思わない	5 わからない
(1) 差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない	1	2	3	4	5
(2) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	1	2	3	4	5
(3) 差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(4) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(6) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5
(7) 差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要だ	1	2	3	4	5
(8) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
(9) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(10) 差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である	1	2	3	4	5
(11) 人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない	1	2	3	4	5

問 14 あなたは、人権問題の解決に向けた次のような行政の取組みについて、見聞きする（した）ことがありますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 見 よ く 見 聞 き す る	2 見 た ま に 見 聞 き す る	3 あ ま り 見 聞 き し な い	4 ほ と ん ど 見 聞 き し な い
(1) 駅前やその他街頭での啓発（放送、声かけ、啓発旗の設置やティッシュなどのグッズ配り等）	1	2	3	4
(2) 駅や公共施設などでのデジタルサイネージ（電子看板）や啓発ポスターの掲示	1	2	3	4
(3) 新聞・テレビ・ラジオによる広報	1	2	3	4
(4) 広報誌、啓発冊子、教育教材	1	2	3	4
(5) 講演会・研修会	1	2	3	4
(6) ホームページによる情報発信	1	2	3	4
(7) 作文、詩、読書感想文、ポスター等の募集・表彰	1	2	3	4
(8) 人権相談窓口の開設	1	2	3	4
(9) 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度（本人通知制度）	1	2	3	4

次に、人権について学ぶための機会についてお聞きします。

問 15 あなたは、学校で、次にあげる人権学習を受けたことがありますか。(○はいくつでも)

	1 小学校で 受けた	2 中学校で 受けた	3 高校で 受けた	4 大学、短大、 専門学校で 受けた	5 おぼろげに 受けた	6 受けたこと はない
(1) 障がい者の人権問題	1	2	3	4	5	6
(2) 日本に居住している外国人の人権問題	1	2	3	4	5	6
(3) 部落差別（同和問題）	1	2	3	4	5	6
(4) 性的マイノリティの人権問題	1	2	3	4	5	6
(5) 感染症患者（HIV 陽性者、ハンセン病患者等）及びその家族の人権問題	1	2	3	4	5	6

問 16 あなたは、最近5年間で、次にあげる人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。（それぞれについて、いずれか1つに○）

	1 1回 だけ 参加 した	2 2回 から 4回 まで 参加 した	3 5回 以上 参加 した	4 参加 した こと はない
(1) 障がい者の人権問題	1	2	3	4
(2) 日本に居住している外国人の人権問題	1	2	3	4
(3) 部落差別（同和問題）	1	2	3	4
(4) 性的マイノリティの人権問題	1	2	3	4
(5) 感染症患者（HIV 陽性者、ハンセン病患者等）及びその家族の人権問題	1	2	3	4

続いて、人権侵害についてお聞きします。

問 17 あなたは、最近5年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。複数ある場合は、一番印象に残っているものについてお答えください。
(いずれか1つに○)

1 ある 2 ない

問 18 へ進んでください

問 25 (19ページ)
へ進んでください

問 18 それはどのような人権問題に関するものでしたか。(いずれか1つに○)

1	男女の人権問題	2	子どもの人権問題	3	高齢者の人権問題
4	障がい者の人権問題	5	部落差別(同和問題)	6	外国人の人権問題
7	感染症患者(HIV陽性者、ハンセン病患者等)及びその家族の人権問題	8	犯罪被害者やその家族の人権問題	9	インターネットによる人権問題
10	北朝鮮による拉致問題	11	性的マイノリティの人権問題	12	災害時の人権問題
13	人身取引	14	平和に関する人権問題	15	ハラスメント
16	その他 ()				

問 19 それはどのような内容でしたか。(○はいくつでも)

1	差別的な扱い (人種・信条・性別・社会的身分・出生地等により、職業・雇用や結婚等の社会生活の上で不平等又は不利益な扱いをされた)
2	学校、地域における嫌がらせやいじめ
3	差別的な言動、 ^{ひぼう} 誹謗中傷、あらぬうわさ
4	育児や介護の放棄・放任
5	虐待
6	暴力行為、脅迫、強要
7	DV(配偶者やパートナー間における暴力(精神的・経済的・社会的・子どもを巻き込む・性的も含む))
8	職場におけるハラスメント(セクハラ・パワハラ等)
9	プライバシーの侵害
10	インターネットによる人権侵害
11	その他 ()
12	答えたくない

問 20 それはあなた自身に対するものでしたか。(いずれか1つに○)

1 はい	2 いいえ
------	-------

問 21、22 を
回答してください

問 23、24 を
回答してください

問 21 どう対応しましたか。(いずれか1つに○) 相談した、又は訴えた場合は、「その他」をお選びいただき、差支えなければ「相談先」「訴えた先」をご記入ください。

1 抗議、反論した
2 我慢した
3 その他 (_____)

問 22 最終的に解決しましたか。(いずれか1つに○)

1 解決した
2 解決しなかった
3 その他 (_____)

→問 25 (19 ページ) へお進みください

問 23 どう対応しましたか。(いずれか1つに○)

1 いけないことだと指摘した
2 いけないことだと分かってもらおうとした
3 相談(通報)した(どこに・誰に: _____)
4 同調した
5 話をそらした
6 何もしなかった

問 24 そのような問題(事案)は、どのように対応したらよいと考えますか。(○は、いくつでも)

1	さまざまな人権問題をめぐる誤解や偏見、差別をなくし、一人ひとりの人権意識を高めるために、行政が正しい知識と理解を深める人権啓発に努める
2	人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口を拡充する
3	人権侵害を受けた当事者自らが解決策を講じる
4	発達段階に応じた学校における人権教育や、地域や職場における人権研修を充実する
5	特に何もしなくてよい
6	その他 (_____)

→問 25 (19 ページ) へお進みください

○人権擁護条例

平成7年3月31日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「法の下での平等」を定める日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の自主性を尊重し人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、人権擁護の諸施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び指導者の育成強化など、啓発事業の取り組みと組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、府及び人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町に、第6条の調査、その他人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関として、人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

○人権擁護審議会規則

平成8年3月7日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、人権擁護条例(平成7年条例第2号。以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づき、人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、条例第6条に規定する意識調査、その他人権擁護に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその本来の職を失ったときは、その職を失う。

(役員)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 議長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権擁護審議会主管課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 4 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 10 月 7 日規則第 21 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 6 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日規則第 3 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。